## 不動産無料相談

☎ 土地対策課　内線　2417

弁護士・税理士が不動産に関する相談に応じます。気軽にご相談ください。

と　き　2月17日(木)　13:00～16:00
ところ　県東部総合庁舎別館5階（沼津市）
内　容　不動産に関する無料相談
問い合わせ　㈳全日本不動産協会静岡県本部東部支部
☎0120-210-209

## 児童文学講座

☎ 東図書館　38-1550

と　き　3月4日(土)　13:30～15:30
ところ　吉永公民館2階集会室
テーマ　「絵本と鳥の巣と創造力」
講　師　鈴木まもるさん（絵本作家）
定　員　100人（先着順）
受講料　無料
申し込み　2月15日の9:00から受け付けます。直接または電話で東図書館へ

## 静岡県地震防災センター 開館10周年記念防災フェア

☎ 防災対策課　内線　2777

と　き　2月4日(金)～6日(日)
9:00～16:00
ところ　静岡県地震防災センター（静岡市）
内　容　防災グッズ・非常持ち出し品・防災用特殊車両の展示・説明、無料耐震診断相談など
問い合わせ　静岡県地震防災センター
☎054-251-7100

## 第22回 富士ふれあいウオーク

☎ 体育振興課　内線　2726

と　き　4月16日(日)　7:30～ 小雨決行
集　合　富士総合運動公園陸上競技場
コース　富士山南ろく・丸火自然公園
①10kmコース
6時間以内で歩ける人
②20kmコース
小学生以上で6時間以内で歩ける人（小学生は保護者同伴）
③40kmコース
中学生以上で9時間以内で歩ける人
参加費　1人 500円（保険料を含む）

申し込み　3月17日までに申込用紙に必要事項を記入し、参加費を添えて直接または郵送（現金書留または郵便為替）で〒417-8601富士市教育委員会体育振興課へ
※申込用紙は体育振興課、各公民館にあります。

## 第27回 田子の浦マラソン

☎ 体育振興課　内線　2726

と　き　4月9日(日)　受付　8:00～
ところ　富士マリンプール南側堤防
種　目　5km、10km、20km、5kmウオーク
対　象　20歳以上の人
参加費　2,500円（スポーツ保険料、昼食代など）
申し込み　3月10日までに申込書に必要事項を記入し、郵便振替（現金書留も可）で〒417-0846今井2-1-21田子の浦マラソン大会事務局へ
☎33-0014
※申込書は体育振興課にあります。

## 国民年金保険料の納付はお早目に

国民年金保険料の納め忘れはありませんか。納付はお早目にお願いします。
また、4月には割引がある前納一括納付もできますので、ご検討ください。
☎ 国民年金課　内線　2265

## 国民年金の出張徴収と年金相談

☎ 国民年金課　内線　2264

国民年金課と富士社会保険事務所が共同で出張徴収と年金相談を行います。気軽にご相談ください。
※時間は各会場とも10:00～15:00。

| 開催日 | 会　　場 |
|---|---|
| 2月7日(月) | 吉原公民館、富士南公民館 |
| 8日(火) | 伝法公民館、岩松公民館 |
| 9日(水) | 今泉公民館、大淵公民館 |
| 10日(木) | 田子浦公民館、富士見台公民館 |
| 13日(日) | 吉永公民館、鷹岡公民館<br>富士公民館 |
| 14日(月) | 広見公民館、富士駅南公民館 |

## 20歳になる皆さんへ

☎ 国民年金課　内線　2262

20歳の皆さん、もう国民年金の手続はお済みですか。
市では20歳の誕生月の2か月前より、現在、厚生年金や共済組合に加入しているか、または学生であるかなどの確認通知を対象者に送付しています。

加入手続も兼ねていますので、必ず期日までに回答してください。

## くすの木学園　作品展示即売会

2月18日(金)～20日(日)　10:00～19:30　ユニー吉原店1階催事場
☆木工品、陶芸品、ペーパーフラワー、トイレットペーパーなどの即売
☎ くすの木学園　35-0312

## 介護保険コーナー ⑥　「介護保険　Q&A」

**Q7．認定の結果通知が届いたのですが、この後の手続を教えてください。**

A7．さまざまな介護サービスを計画的に利用するため、介護サービス計画の作成が必要になります。計画の作成は自分でもできますが、居宅介護支援事業者の介護支援専門員に無料で依頼できます。結果通知と、同封の「居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書」と印鑑を持って、居宅介護支援事業者にご相談ください。
事業者名は通知とともにご案内しています。

**Q8．申請して認定された後、引っ越しをしたら、転入先でまた申請をするのですか。**

A8．新たに申請をする必要はありませんが、手続は必要です。要介護（要支援）認定を受けた人が市外に引っ越しをする場合は、介護保険課で転出時の要介護度などを記載した「受給資格証明書」の交付を受ける必要があります。
受給資格証明書を14日以内に転入先の市町村に届け出れば、証明書に記載された事項に沿って要介護（要支援）認定が行われます。

介護保険課　内線　2309　E-メール：kaigo@city.fuji.shizuoka.jp